

尾花沢市行財政改革プラン

(第5次計画期間：平成30年度～平成34年度)

平成30年2月

尾 花 沢 市

目次

第1章 行財政改革に係る現状等

1. 国における行財政改革に係る動向 1
2. 本市における行財政改革に係る取り組み 1
3. 本市を取り巻く現状と課題 2
 - (1) 人口の現状と見通し 2
 - (2) 財政に係る現状と課題 3
 - (3) 職員に係る現状と課題 4

第2章 行財政改革の基本方針等

1. 行財政改革の必要性和今後の市政運営 5
2. プランの位置づけ 5
3. プランの期間 5
4. プランの進行管理 6
5. 基本方針とプログラム 6

第3章 実施項目

1. 業務改革 7
2. 財政改革 9
3. 組織改革 10

第1章 行財政改革に係る現状等

1. 国における行財政改革に係る動向

国は、平成12年12月に「行政改革大綱」を策定、その後「行政改革の重要方針」（平成17年12月策定）に基づき、平成18年6月、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」を施行しました。そして、行政改革推進本部を中心に、同法に基づき簡素で効率的な政府を実現するためのさまざまな改革が取り組まれました。

平成21年9月、政府は新たに行政刷新会議を設置、予算が適正に利用されているか調査し、事業の要否判定を行う事業仕分けなど、従来と異なる手法で行政改革に取り組みました。平成24年1月、政府は行政刷新会議に代わり、行政改革推進本部を設置、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進しています。

また、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総行整第11号）等に基づき、行政改革の取り組みが進められてきたところです。

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況や、地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方、今後も行政需要は確実に増加することが見込まれています。このような中、国では地方公共団体が、引き続き質の高い行政サービスを提供するため、より一層の業務改革の推進に努めるべく、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総行経第29号）を発出しています。

2. 本市における行財政改革に係る取り組み（平成8年度～平成28年度）

本市では、平成8年7月策定の「新しい行政改革大綱」以来、平成13年4月には改訂版を、平成18年3月に三位一体改革に対応した「行財政改革大綱（集中改革プラン）」、平成24年3月に「地域主権改革一括法」に対応した「行財政改革プラン」を策定し、継続的に行財政改革の取組みを推進してきました。

前プランである「行財政改革プラン」においては、限られた財源・人員で新たな行政ニーズに対応できるよう検証を踏まえ、

- ① どうすれば地域が元気になれるのか
- ② どうすれば市民の新たな行政需要に対応できるのか
- ③ どうすれば限られた人員でも効率的に事務が執行できるのか

この3つの視点に立って、これからも愛着と誇りをもって住み続けられる元気な尾花沢をつくるために、時代に対応した組織・機構の見直しを図るとともに、重要度・緊急度等を考

慮した事務事業の見直しや公共施設の管理のあり方等について、社会情勢に対応できる体制の確立を図ってきました。

3. 本市を取り巻く現状と課題

(1) 人口の現状と見通し

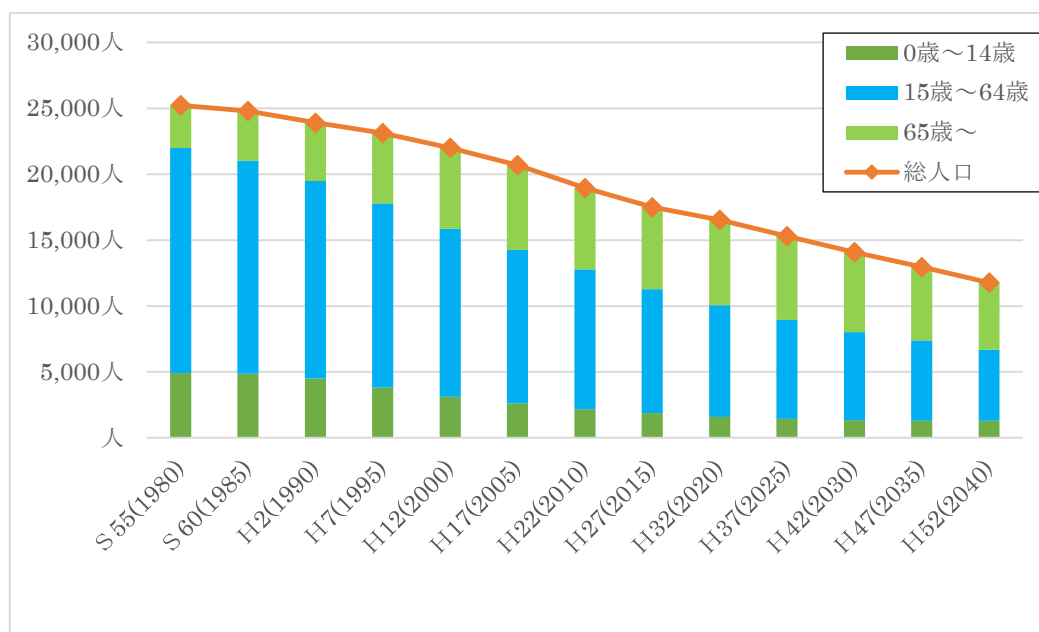
本市の総人口は、平成 27 年（国勢調査）で 16,953 人となっており、近年の人口推移をみると、一貫して減少傾向にあり、平成 22 年の 18,955 人から平成 27 年にかけて 2,002 人の減少となっています。

世帯数は、平成 27 年（国勢調査）で 5,109 世帯となっており、近年は横ばいから減少傾向で推移しており、平成 22 年の 5,332 世帯から平成 27 年にかけて 223 世帯の減少となっています。

年齢 3 区分別人口は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少とともに、平成 17 年までは増加傾向であった老年人口（65 歳～）が、平成 22 年の調査では減少に転じています。高齢化率は、平成 27 年で 36.7%まで上昇しています。

今後とも人口減少、少子高齢化の傾向は継続するものと見込まれ、平成 27 年 10 月に策定した「尾花沢市総合戦略」における「尾花沢市人口ビジョン」では、本市の目指すべき将来の方向性として、2040 年（平成 52 年）の目標人口を概ね 11,800 人と設定しております。

【尾花沢市の人口の推移】



資料：平成 27 年以前は、国勢調査
平成 32 年以降は、平成 27 年 10 月策定の「尾花沢市総合戦略」における「尾花沢市人口ビジョン」より

(2) 財政に係る現状と課題

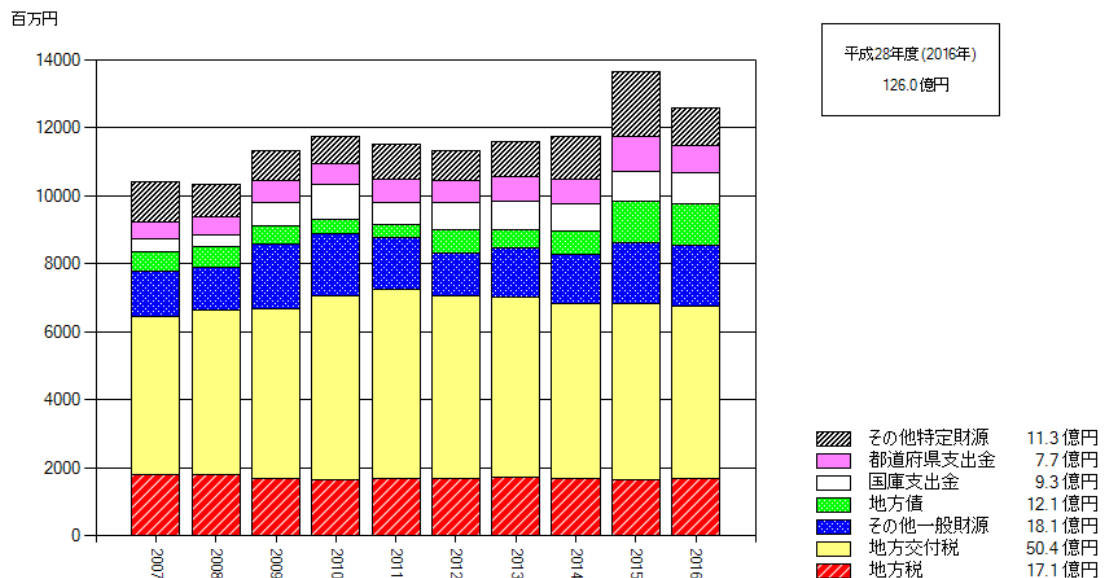
平成 28 年度の普通会計における歳入総額は 126 億円となっています。

本市の歳入は、収入全体に対して自主財源である市税の割合が低い一方で、地方交付税や国・県支出金の割合が高く、これらに大きく依存している状況にあります。歳入の根幹である地方交付税については平成 23 年度から減少傾向にあり、今後も国勢調査人口の基礎数値が減少することなどにより増額は見込めない状況にあります。市税は、概ね 17 億円前後で推移していますが、地方創生総合戦略の人口ビジョンでは、少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向は続くものと予測されており、地方交付税の減少に見合う市税収入の伸びも期待できない状況にあります。

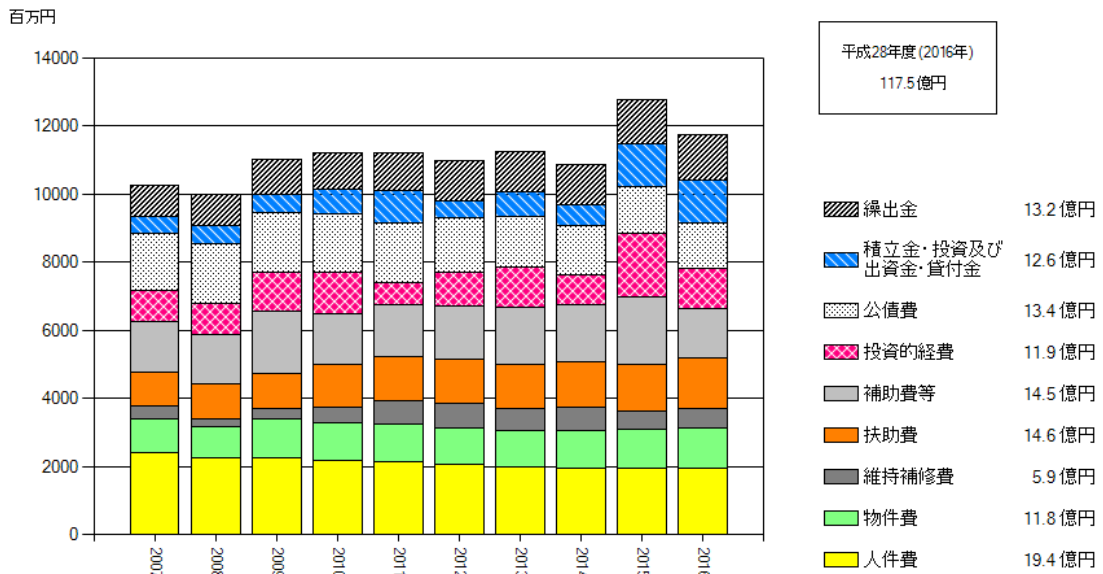
平成 28 年度の普通会計における歳出総額は 117.5 億円となっています。本市では 継続的に行財政の改革に取り組んできており、人件費は年々減少しています。また、これまで財政運営に大きく影響していた新鶴子ダム建設負担金は平成 27 年度で終了し、一般財源の負担は軽減されています。

一方で、福祉・医療サービスなどの社会保障関係経費である扶助費はここ 10 年で約 1.5 倍に増加しているほか、高い高齢化率を反映した特別会計への繰出金の増大や、老朽化が進行している公共施設の維持補修・除却経費など必要な財源の確保が課題となっています。

【普通会計における歳入決算の推移】



【普通会計における歳出決算の推移】



(3) 職員に係る現状と課題

本市では、平成14年6月に「第8次定員適正化計画」を策定し、その後、平成18年3月策定の行財政改革大綱（集中改革プラン）を受け、組織の見直し、事務事業の整理等による職員の減員化・適正配置を進め、当初計画を上回る職員数を削減してきました。

さらに、第9次となる「尾花沢市定員適正化計画（H24～H28）」を策定し、5カ年で約5.0%の削減を目標に定員管理の適正化の取り組みを進め、これまでの実績を受け、現在は平成29年度から平成33年度までの5年間とする「尾花沢市定員適正化計画」に取り組んでおります。

行政ニーズが多様化していくなか、大幅な職員の削減は厳しい状況にあります。今後は、限られた人材を活用するため、単に職員数を削減するだけでなく、業務の民間委託や広域化など、さまざまな手法を検討しながら、継続的に定員管理の適正化に努める必要があります。

【職種別職員数の推移】

単位：人（各年度 4 月 1 日現在）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-23
行政職	163	163	162	161	161	160	159	△ 4
保健師	6	6	6	5	5	6	6	0
保育士	26	23	23	23	22	22	22	△ 4
消防職	48	49	50	50	50	50	49	1
医療職	14	16	16	15	15	14	15	1
運転手	4	4	4	4	2	2	2	△ 2
調理師	14	13	12	9	9	8	8	△ 6
合 計	275	274	273	267	264	262	261	△ 14
減員数 対前年		△ 1	△ 1	△ 6	△ 3	△ 2	△ 1	△ 5.1%

第 2 章 行財政改革の基本方針等

1. 行財政改革の必要性と今後の市政運営

これまで取り組んできた行財政改革では、「地域主権と元気な尾花沢の構築」、「複雑・多様化する行政課題に対応した行政の確立」、「健全な行財政運営の確立」の推進方を掲げ、市民協働のまちづくりや定員の適正化、社会情勢の変化に対応した組織・機構の見直し、効率的な財政運営などを推進し、一定の成果をあげてきました。

一方で、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな課題等に的確に対応していくためには、今後限られた財源、限られた人員をより一層有効に活用し、市民サービスの質を高めていくことが必要です。

これまでも行財政改革を進めてきましたが、本市がおかれた現状をみれば、今後も継続した取り組みを行い、行財政改革を着実に推進していく必要があります。

2. プランの位置づけ

本プランは、本市の最上位計画である「第 6 次尾花沢市総合振興計画」において、「第 7 章 市民とともに作る協働のまちづくり」—「5 行政経営」—「(1)行政改革の推進-①」に位置づけられています。

3. プランの期間

本プランの計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 カ年とします。

4. プランの進行管理

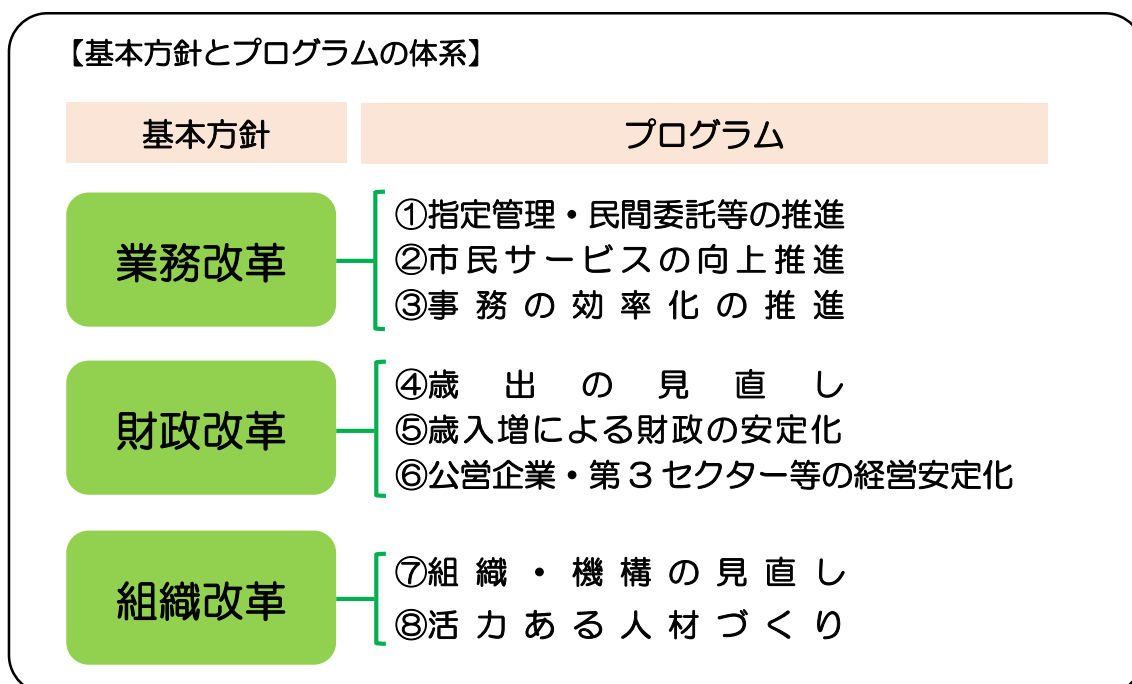
行財政改革推進プランの効果的な進展を図るため、事務改善委員会等による具体的な計画のローリングを行っていきます。また、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

5. 基本方針とプログラム

本プランは、少子高齢化を伴う人口減少の進行など厳しい状況が引き続き見込まれる中で、これまでの行財政改革の取り組みを踏まえ、

- ① どうすれば地域が元気になれるのか
- ② どうすれば市民の新たな行政需要に対応できるのか
- ③ どうすれば限られた人員でも効率的に事務が執行できるのか

この3つの視点を継承しつつ、引き続き市民参画と協働のまちづくりを推進し、常に市民目線に立った効率的な行財政運営による市民サービスの向上（業務改革）に取り組みながら、経費の節減や歳入の確保に向けた取り組み（財政改革）を進めていくとともに、様々な課題に積極的に対応していく組織や人材の育成（組織改革）に努め、まちの将来像「夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち尾花沢」を目指します。着実に「第6次尾花沢市総合振興計画」を推進するため、上記の「業務改革」、「財政改革」、「組織改革」を基本方針とし、プログラム及び実施項目を精査したうえで取り組むこととします。



第3章 実施項目

1. 業務改革

① 指定管理・民間委託等の推進		
実施項目	取組方針	取組内容
1 業務委託の検討	<p>(1) 窓口業務について、国や他自治体の動向を注視しつつ情報収集を進め、効率的な業務のあり方を検討していく。</p> <p>また、窓口業務のノウハウや手順を組織的・体系的に整理し、民間委託について検討していく。</p> <p>(2) 学校給食について、全体的に見直せる部分はないか、委託も含めて検討を行う。</p> <p>(3) その他、上記以外の業務についても、委託可能な業務はないか検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 導入効果の検討 委託可能範囲の検討 業務の手順書（マニュアル）等の整備
2 施設管理の見直し	<p>公の施設について、その設置の目的を効果的に達成するために、管理のあり方について検証を行い、見直しを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入施設に対する定期的なモニタリングの実施（財務状況やサービス提供の状況など） 新たに指定管理を導入可能な施設の検討

② 市民サービスの向上推進		
実施項目	取組方針	取組内容
1 窓口のワンストップ化	<p>(1) 「歩かせない」「迷わせない」「待たせない」を基本に、他課連携事業の洗い出しと見える化を行い、受付事務の簡素化や総合案内との共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎建設を機にワンストップ化に向け、庁内の横のつながりを意識し、業務連携の範囲や手法を整理。（ワンストップで受けられるサービス、ニーズ等の

	(2) 視覚的にわかりやすい案内のあり方を検討する。	整理) <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の一元化や ICT 機器を活用するなど受付事務の簡素化 視覚的にわかりやすい案内表示の設置
2 ICT を活用した防災システムの構築	(1) 防災・減災等のための多様な主体との連携・協働を推進する。 (2) 災害発生時及び発生後の情報伝達に効果的な手法を検討し、様々な媒体と連携・活用しながら、情報伝達手段の充実を図り、必要なときに確実に情報が得られる環境を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線や登録制メール、フェイスブック等の活用等、市民に対する効果的な情報伝達手段の推進 自主防災組織の育成・強化や災害時要援護者非難支援対策等の取組みを推進
3 情報発信の強化	年代により情報入手手段の多様化が進んでいる中、多くの人に確実に情報を届ける。	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページ等の魅力の強化 フェイスブック等のツールを活用した情報発信の強化・推進 市民との双方向の情報伝達手段の検討、推進

③ 事務の効率化の推進		
実施項目	取組方針	取組内容
1 ファイリングシステムの導入	文書を共有化し、分類・配列のルール化を行うことにより、検索時間の短縮・業務の効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ファイリングシステムの導入 不要書類の廃棄、整理
2 業務(手順)の標準化・見える化	業務に関する個人のノウハウ等や手順を標準化し、マニュアルとして見える化を行い、業務の効率化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 業務手順書(マニュアル)の更新(追加・削除) 事務の効率化に向けた業務改善運動の継続

3 事務事業の見直し	事務事業の適正化や効率化等の観点から、改善、統合、廃止等の大胆な見直しを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> • KPI 等の評価手法による事業評価と連動した事務事業の見直し（PDCA サイクル）
------------	---	---

2. 財政改革

④ 歳出の見直し		
実施項目	取組方針	取組内容
1 補助金の見直し	(1) 市及び補助団体における事務の簡素化と利便性向上を図る観点から、効率的な補助制度を目指し、類似の補助金等の統合などにより縮減を図る。 (2) 補助団体の活動・決算状況及び補助による効果を検証し、期間終了時にその見直しを図る。	<ul style="list-style-type: none"> • KPI 等の評価手法による事業評価と連動した事務事業の見直し（PDCA サイクル） • 申請書記入、受付、交付時における簡素で効率的な補助制度の構築・補助期間の終期をあらかじめ定めておくサンセット方式の導入
2 投資事業の精査と重点化	(1) 毎年度、施策に対する事務事業の有効性の検証を行うことにより、事務事業の見直しを行う。 (2) 新たな課題に対応した事業を実施する場合は、当初の目標を達成した事業の見直しや類似事業の統廃合を行う。	<ul style="list-style-type: none"> • KPI 等の評価手法による事業評価と連動した事務事業の見直し（PDCA サイクル） • 取り組むべき施策事業を定め、その事業に必要な財源について、既存事業の中で優先順位の低いものを見直しを進めながら、優先度の高い事業を重点的に実施

⑤ 歳入増による財政の安定化		
実施項目	取組方針	取組内容
1 特定財源の活用	事業の取捨選択や重点化を行ったうえで、国・県支出金の活用や交付税算入のある地方債を活用するなど、一般財源の縮減に努める。	<ul style="list-style-type: none"> • 国県の動向について注視し、常に財源を念頭に置いた事業を設計

2 市税等の収納率の向上	租税や公課の収納率を向上させるとともに、未納となっている金額を減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> • コンビニ納付や口座振替の利用促進等による納税者の利用性向上
3 ふるさと納税の推進	<p>(1) 安定した寄附の確保を図るため、魅力的な返礼品を用意し、リピーターや新たな寄附者を増やしていく。</p> <p>(2) 特産品のブランド化に向けた情報発信を強化し、イメージ戦略を展開していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 魅力的な返礼品の開発 • 返礼品の積極的なPR

⑥ 公営企業・第3セクター等の経営の安定化

実施項目	取組方針	取組内容
1 簡易水道事業、農業集落排水事業の安定運営	中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」や「経営比較分析表」等により、安定化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> • 経営の状況や課題等を的確に把握し、健全な事業経営に努める。 • 加入促進に向けた取組み（加入依頼通知の発送等）の推進
2 第3セクターの経営安定に向けた取組みの推進	経営状況や資産債務の把握に努め、健全な経営に向け必要に応じ指導、助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じ運営検証委員会などを開催

3. 組織改革

⑦ 行政機構の見直し

実施項目	取組方針	取組内容
1 市民ニーズに対応した行政機構の見直し	市民や地域のニーズに対応できる簡素で効率的な行政機構を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> • 行財政改革推進本部会や事務改善委員会を開催し、課等の再編統合、事務事業の移管及び人員配置の適正化について検討・推進
2 定員管理の適正化	行政需要に的確に対応していくため、適正な人員配置の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> • 計画に基づく定員管理の適正化

⑧ 活力ある人材づくり		
実施項目	取組方針	取組内容
1 職員の資質の向上	効率的な行財政運営、市民サービスの向上を図るため、職員一人ひとりの行政に対する参画意識の向上と能力のスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> • 評価育成制度の継続 • 業務改善運動の継続 • 職員研修の充実